平成２８年（フ）第３１号
神戸市西区井吹台西町１丁目２番地　２－703号
債務者　筒井　峯子
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１１０号
広島県呉市焼山中央２丁目13番14号Ｂ棟202号室
債務者　丸江　憂也
1　決定年月日時　平成28年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第６１号
熊本市西区田崎２丁目４番19号　シティーガーデン田崎406号、前住所熊本市西区二本木２丁目７番２号　ヴァルール熊本駅前404号
債務者　平野　　浩
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第９１号
神戸市垂水区西舞子２丁目４番２号サンマリン西舞子102号、従前の住所神戸市東灘区深江南町４丁目14番22号ハイエスト西芦屋204号
債務者　金川　和幸
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７８号
長崎県佐世保市天神５丁目26番11号　県営住宅天神団地Ａ棟304号、前住所長崎県佐世保市花高４丁目２番４号
債務者　岡本　英見
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第３３号
沖縄県豊見城市字真玉橋344番地４
債務者　宮城　武宏
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３４号
沖縄県豊見城市字真玉橋344番地４
債務者　宮城　菊美（旧姓武内）
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第６２７号
神戸市中央区花隈町５番21－1014号
債務者　濱中　忠晴
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８８号
神戸市兵庫区氷室町２丁目４番13号
債務者　鳥井原史代
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３５号
名古屋市港区稲永２丁目１番１－412号（みなと稲永住宅）
債務者　中川　幸尚
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３６号
名古屋市港区稲永２丁目１番１－412号（みなと稲永住宅）
債務者　中川　有美
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３３号
兵庫県三木市志染町西自由が丘２丁目379番地　志染団地10号棟105号
債務者　伊達　敦史
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６０号
神戸市垂水区千鳥が丘３丁目２番６号
債務者　尾形　直亮
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９４号
神戸市兵庫区熊野町５丁目３番７号
債務者　神前　　美
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０５号
川崎市中原区上小田中３丁目27番33号　ハイツトミー　101、申立時の住所川崎市中原区上小田中３丁目13番６号　メゾンＹＭ　103
債務者　谷口　直一
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３９５号
川崎市麻生区王禅寺東５丁目46番33号　エントピア高村　201
債務者　吉山　重宗
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係